

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年8月25日 10時20分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市津名港 津名港塩田外防波堤北灯台から真方位019°1,117m付近 (概位 北緯34°25.4′ 東経134°54.3′)
事故の概要	漁船 戎丸は、漂流中、主機のクラッチが作動しない状態となり、風浪に圧流されて消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年9月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 戎丸、4.04トン
船舶番号、船舶所有者等	HG3-34664（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船尾船底部に破口を伴う亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期 潮流 南流
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、主機を中立運転状態として漂流しながら、たこつぼ漁の揚げ縄作業を終了し、船長が、帰航しようと遠隔操縦装置のクラッチレバーを前進とした際、主機のクラッチが前進に切り替わらず、運航不能となった。</p> <p>船長は、機関室に入り、機側で目視により主機につながるクラッチワイヤが切れていないことを確認し、機側でクラッチの操作を行ったものの、クラッチが前後進共に切り替わらなかった。</p> <p>本船は、風浪により岸壁に圧流され、消波ブロックに乗り揚げ、船尾船底部に破口を伴う亀裂を生じて浸水したのち沈没し、引き揚げ後、廃船処理された。</p> <p>本船は、本事故後、機関整備会社担当者の見解によれば、逆転装置付き減速機のギアオイルが、リング、オイルシール及びガスケットから微量ではあるが漏洩することがあるので、ギアオイル量が減少してクラッチが入らなくなった可能性があるかと推測された。</p> <p>船長は、4月から9月の間、本船を週に1回出航していたものの、使用頻度が低いので、減速機のギアオイルの量及び汚れ具合等について検油棒で確認していなかった。</p> <p>船長は、ふだん、ビルジの確認をたまに行う程度であり、本事故当日、減速機のギアオイル及びビルジの確認をしていなかった。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、発航前に逆転装置付き減速機のギアオイルの点検が行われていない中、船長が、漂泊中、クラッチレバーを操作した際、ギアオイルが不足していたことから、クラッチが作動せず運航不能となり、風浪により岸壁に圧流され、消波ブロックに乗り揚げた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、発航前に逆転装置付き減速機のギアオイルの点検が行われていない中、船長が、漂泊中、クラッチレバーを操作した際、ギアオイルが不足していたため、クラッチが作動せず運航不能となり、風浪により岸壁に圧流され、消波ブロックに乗り揚げた可能性があると考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、発航前に検油棒でギアオイルの量及び汚れ具合等の点検を行い、ギアオイル量が減少していれば規定量に補充し、他に汚れ等の異状を確認した際には、出航を中止すること。 ・ 船長は、ビルジの状況からオイル漏れの状況を把握できることから、出航の度にビルジの確認を行うこと。